

令和7・8年度 競争入札参加資格審査申請要領 (建設工事／測量・建設コンサルタント等業務)

輪島市穴水町環境衛生施設組合が発注する建設工事の請負、測量・建設コンサルタント等業務の委託について競争入札参加資格審査を希望される事業者の方は、本要領に従い申請してください。

資格審査を申請できる者

競争入札参加資格審査を申請できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 建設工事については、建設業法に基づく許可を受け、かつ経営事項審査を受けている者。また、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「有」又は「除外」となっている者。
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務については、測量法、建築士法、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、補償コンサルタント登録規程による登録を受けている者。ただし、建設工事の施行に付随する調査、試験等で法令に基づく登録を要しないものにあっては、この限りでない。
- (3) 申請時点において、納期限の到来した国税、県税及び関係市町税を完納している者
- (4) 次に掲げる者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、期間を定めて競争入札に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者
 - ウ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者と認められる者

申請できる業種

申請できる業種は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建設工事
 - ア 関係市町内に本社又は委任先営業所（建設業法上の営業所）がある者
申請する業種全て（経営事項審査を受けた業種に限る。）
 - イ 上記以外の者
1業者につき3業種まで
※ 3業種を超える申請があったときは、完成工事高の多い順に3業種とする。
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務
登録を受けた全ての業種

審査基準日

入札参加資格の審査基準日は、次のとおりとする。

《定期申請》 申請日の属する年度の10月1日直前の事業年度の終了の日

《随時申請》 申請日の属する年度の前年度の10月1日直前の事業年度の終了の日

※ 建設工事の場合は、審査基準日に対応した経営事項審査結果通知書を提出してください。

申請方法

- (1) 申請書類の作成・提出
輪島市穴水町環境衛生施設組合ホームページに掲載する「建設工事申請書」又は「測量・建設コンサルタント等業務申請書」に必要事項を記載の上、必要書類と併せてフラットファイルに綴り込んで持参又は郵送等により提出してください。
フラットファイルの色は、本社所在地により【関係市町内：黄色、県内：桃色、県外：青色】としてください。
- (2) 申請書等の確認
提出された申請書等を確認し、不備・不足がある場合は、申請書類の訂正又は再提出を求めます。
- (3) 審査結果の通知

審査結果は、輪島市穴水町環境衛生施設組合ホームページへの掲載をもって通知に代えさせていただきます。

必要書類早見表

《必要書類一覧》 ○：提出必須 ▲：必要に応じて提出

書類番号	書類の名称	建設工事	測量・建設コンサルタント等業務	備考
1	総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）（写）	○	—	コピー可
2	建設業許可（登録）証明書又は許可通知書（写）	○	—	コピー可
	業務に係る登録証明書又は登録通知書（写）	—	○	コピー可
3	関係市町内業者（市・町税、県税、国税）	○	○	コピー可
	県内業者（県税・国税）	○	○	コピー可
	県外業者（国税）	○	○	コピー可
4	委任状	▲	▲	様式自由 参考様式有
5	営業所一覧表（許可区分が明記されたもの）（※）	▲	▲	コピー可
6	工事経歴書（直近2年の各営業年度分）（※）	○	—	コピー可 参考様式有
	業務経歴書（直近2年の各営業年度分）（※）	—	○	コピー可 参考様式有
7	技術職員名簿総括表（※）	○	○	組合様式
8	技術職員名簿（※）	○	○	コピー可
9	専任技術者証明書	▲	—	市内業者のみ コピー可
10	会社・法人の登記事項証明書（全部事項証明書） (個人事業者は代表者の身分証明書)	○	○	コピー可
11	使用印鑑届	○	○	組合様式
12	暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書	○	○	組合様式
13	主觀的事項審査資料	▲	—	組合様式
14	業態調書	▲	▲	県内業者のみ 組合様式
15	審査申請書受領書送付用封筒	▲	▲	

提出書類に関する注意事項

- (1) 書類の様式は、国土交通省統一様式又は石川県様式に準ずるものとします。ただし、書類番号7、11、12、13、14については、輪島市穴水町環境衛生施設組合様式とします。
- (2) 書類番号1 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）は、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までのもので、申請する業種に蛍光ペン等でしるしをつけてください。

- (3) 書類番号 3 納税証明書は、市税においては輪島市様式、町税においては穴水町様式、県税と国税においてはそれぞれの発行機関において定めた様式により、申請日前1か月以内に発行された未納額のない証明書を提出してください。
- なお、地方税の徴収猶予や国税の納税猶予を受けている場合は、税を滞納していないものとみなすため、申請に当たっては、「当該猶予措置を受けている旨の付記書きがある納税証明書」又は「当該措置を受けていることがわかる通知書等」を提出してください。
- (4) 書類番号 4 委任状は、契約等の権限を委任する場合に提出してください。なお、建設業者については、建設業法上の営業所であり、資格審査を希望する業種について許可を受けている営業所に限り申請することができます。測量・建設コンサルタント等業務については、各登録規程に基づく登録営業所に限り申請することができます。
- (5) 書類番号 5 営業所一覧表は、営業所ごとの名称、郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号、建設業者については、許可区分を明記してください。営業所等がない場合は、提出は不要です。
- (6) 書類番号 7、8、9については、審査基準日時点のもの（審査基準日以降で最新のものも可）を提出してください。
- (7) 書類番号 10 会社・法人の登記事項証明書は、全部事項証明書とし、履歴事項証明書又は現在事項証明書を提出してください。個人の場合は、代表者の身分証明書を提出してください。（いずれも申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (8) 書類番号 12 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書は、申請日時点の役員等を全て記載してください。また、契約等の権限を委任し、委任状を提出する場合は、受任者が役員でない場合でも記載してください。
- (9) 書類番号 13 主觀的事項審査資料については、主たる営業所が関係市町内にある建設業者で、主觀点数による加点を希望する場合のみ提出してください。
- (10) 書類番号 14 業態調書については、資本関係又は人的関係のある者のうち、輪島市穴水町環境衛生施設組合の入札参加資格を有する者又は入札参加資格審査を申請している者について記載してください。また、該当がない場合でも提出してください。県外業者については、提出は不要です。
- (11) 競争入札参加資格審査申請書受領書を希望する場合は、返送用封筒（切手貼付、住所・宛名記載）を1部同封してください。